

平成 29 年 2 月 23 日

投資者の皆様へ

T&Dアセットマネジメント株式会社

## ロボット戦略 世界分散ファンド(愛称:資産の番人) 初回分配金のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、ロボット戦略 世界分散ファンド(愛称:資産の番人)は平成 29 年 2 月 22 日に初回決算を行い、第 1 期の収益分配金を下記の通り決定しましたことをご報告いたします。

今後ともパフォーマンスの向上に努めて参りますので、引き続きお引き立てを賜りますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

敬具

記

### ■ 第 1 期分配金 (1 万口当たり、税引前)

ファンド名	分配金
ロボット戦略 世界分散ファンド(愛称:資産の番人)	100円

### ■ 分配方針

毎決算時(2月と8月の22日、休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

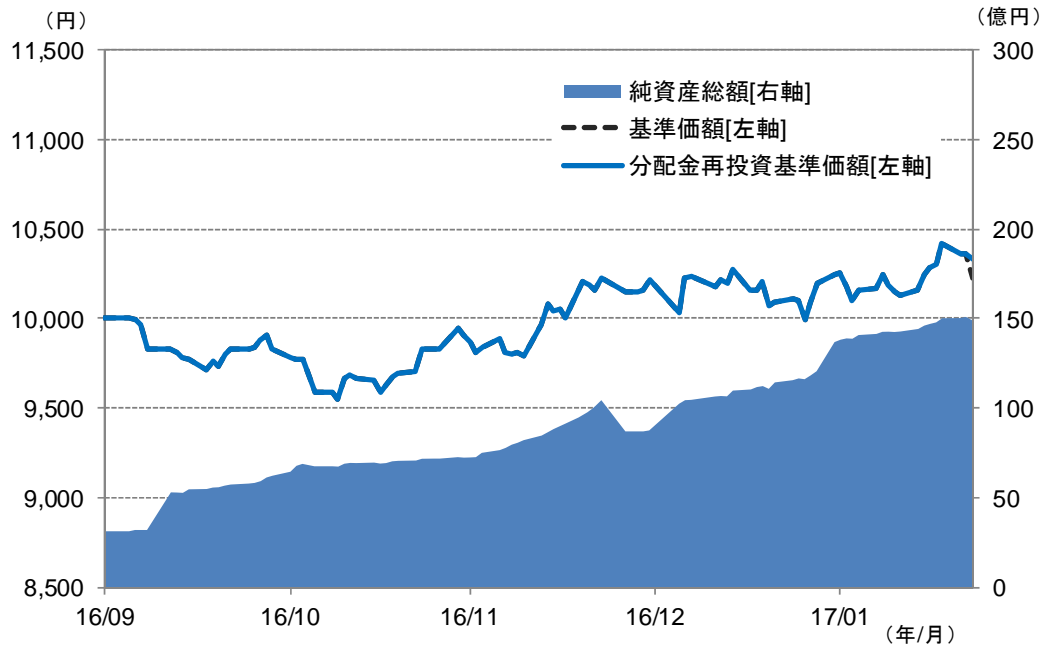
ただし、必ず分配を行うものではありません。

\* 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

以上

■ **基準価額の推移** (2016年9月30日(設定日)～2017年2月22日)

分配金再投資基準価額は税引前分配金を全額再投資したものと計算しているため、実際の受益者利回りとは異なります。基準価額および分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後です。



**[直近5期の分配実績]**

	決算日	分配金
第1期	2017/2/22	100 円
第2期	2017/8/22	
第3期	2018/2/22	
第4期	2018/8/22	
第5期	2019/2/22	
設定来		100 円

\* 1万口当たり、税引前

**2017/2/22**

基準価額	10,230 円
純資産総額	149.0 億円

■ 販売会社の名称等

販売会社		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
今村証券株式会社	金融商品 取引業者	北陸財務局長(金商) 第3号	○			
株式会社イオン銀行	登録金融 機関	関東財務局長 (登金)第633号	○			
株式会社SBI証券	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商)第44号	○		○	○
株式会社愛媛銀行	登録金融 機関	四国財務局長 (登金)第6号	○			
株式会社十六銀行	登録金融 機関	東海財務局長 (登金)第7号	○		○	
株式会社山形銀行	登録金融 機関	東北財務局長 (登金)第12号	○			
常陽証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商)第1771号	○			
第四証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商)第128号	○			
高木証券株式会社	金融商品 取引業者	近畿財務局長 (金商)第20号	○			
ちばぎん証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商)第114号	○			
中銀証券株式会社	金融商品 取引業者	中国財務局長 (金商)第6号	○			
水戸証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商)第181号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長 (金商)第195号	○	○	○	○

※加入協会に○印を記載しています。

※株式会社愛媛銀行、株式会社山形銀行は、ネット取引でのお取扱いとなります。

当資料はT&Dアセットマネジメントが投資者の皆様への情報提供を目的として作成したものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等に基づいて作成したのですが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また投資信託の取得をご希望の場合は、下記のご留意事項を必ずご確認ください、ご自身でご判断ください。

### ファンドのお申込みに際してのご留意事項

以下のリスクは、投資信託説明書(交付目論見書)に記載されているリスクを要約したものです。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

#### ◎ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクについて

「価格変動リスク」「金利変動リスク」「信用リスク」「為替変動リスク」「流動性リスク」  
 「カントリーリスク」「デリバティブのリスク」「レバレッジリスク」「システムリスク」

- ・ 基準価額の変動要因(リスク)は、上記に限定されるものではありません。

#### ◎その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。  
 また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 分配金に関する留意点
  - ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
  - ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
  - ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

## ファンドの費用

### ■投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 <b>3.24% (税抜 3.0%)</b> を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

### ■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	毎日、ファンドの純資産総額に <b>年0.9936% (税抜0.92%)</b> の率を乗じて得た額とします。
	投資対象とする外国投資信託	<p>&lt;基本報酬&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運用報酬 投資対象である外国投資信託において、外国投資信託の純資産総額に対して、年1.0%の運用報酬がかかります。</li> <li>管理報酬 マン・AHL・ダイバーシティ・オルタナティブの純資産総額に対して、上限年0.2%程度の管理報酬がかかります。</li> </ul> <p>&lt;成功報酬&gt;</p> <p>外国投資信託の純資産総額(基本報酬控除後、成功報酬計上前)がハイ・ウォーター・マーク※を上回った場合、その超過部分に対して15%の成功報酬がかかります。</p> <p>※ハイ・ウォーター・マークは外国投資信託の当初設定元本または直近の決算日(最終営業日)において外国投資信託に成功報酬が発生した場合の成功報酬控除後の純資産総額となり、成功報酬計算期間を通じて毎日計算されます。計算期間内に外国投資信託に追加投資があった場合には当該追加投資金額分に応じて上昇し、解約があった場合には当該解約金額分に応じて減少します。</p>
	実質的な負担	<b>年2.1936% (税抜2.12%)程度 + 成功報酬</b> ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。
その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</li> <li>証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産が負担します。また、組入外国投資信託においても、証券取引・オプション取引等に伴う手数料、その他ファンドの運営に必要な各種費用等がかかります。</li> </ul> <p>これらの費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>	

\* 上記の費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

\* 詳細につきましては必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をお読みください。